

## 西宮市立養護老人ホーム身体的拘束等適正化対策検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 西宮市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第16条第6項に定める、身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（以下「委員会」という。）を西宮市立養護老人ホーム（寿園）に設置し、その運営に関する事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 施設内での身体的拘束等の適正化に向けての現状把握及び指針の整備
- (2) 身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- (3) 身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- (4) 身体的拘束等の適正化に関する職員全体への周知
- (5) 身体的拘束等の適正化に関する研修の企画及び運営

### (組織)

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は高齢施設課長、副委員長は高齢施設課係長をもって充てる。
- (2) 委員は、次のとおりとする。  
寿園嘱託医師、生活相談員、支援員、看護職員
- (3) 前項に掲げる者のほか必要に応じて、臨時委員を置くことができる。
- (4) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (議事)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会の事務は、高齢施設課において取り扱う。

### (補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

### 付則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。